

山口学芸大学及び山口芸術短期大学における受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山口学芸大学及び山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 学外から研究の委託を受けて行う研究をいう。
- (2) 委託者 前号に係る経費（以下「研究費」という。）を、負担する者をいう。
- (3) 研究当事者 受託研究を実施する本学の職員をいう。

(受入れ原則)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(委託申請)

第4条 委託者は、受託研究申込書（様式1）を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 学長は、前条の申請があった場合は、第3条に定めるところにより、受入れを決定するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条の受入れの決定をしたときは、委託者と受託研究に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結するものとする。

(秘密保持)

第7条 学長及び委託者は、受託研究の契約締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができる。

(契約等の遵守)

第8条 研究当事者及びその他受託研究の実施に携わる者は、受託研究契約その他本学の関係規則等を遵守しなければならない。

(研究費)

第9条 委託者は、受託契約に定める研究費を原則として当該受託研究の開始前に納付しなければならない。

- 2 研究費は、物品費、旅費及び謝金等による受託研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。
- 3 前項に定める間接経費については、原則として直接経費総額の10%に相当する額とする。ただし、委託者が公的機関の場合であって、別に間接経費の率を定める場合は、当該

委託者が定める率に基づき算出された額とする。

- 4 間接経費の額が適当でないと認めるときは、前項の定めにかかわらず、委託者との協議の上決定することができるものとする。
- 5 納付された研究費は、原則として返還しないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(設備等の帰属)

第10条 研究費により取得した設備等は、本学に帰属し、これを返還しないものとする。

(中止又は期間の延長)

第11条 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。

- 2 研究当事者は、天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止し、又は期間に定めのある研究を延長する必要が生じたときは、直ちにその旨を申し出なければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けた場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、受託研究の中止又はその期間の延長を決定するものとする。
- 4 学長は、前項において受託研究の中止又は延長を決定したことにより、第6条に定める契約に変更が生じたときは、契約変更の手続きを行うものとする。
- 5 第2項に定める申し出があった場合において、本学は当該事由に係る責を負わないものとする。

(受託研究完了報告)

第12条 研究当事者は、当該受託研究が完了したときは、得られた研究結果について報告書をまとめ、遅滞なく学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、当該受託研究の結果を、委託者に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 研究当事者は、原則として受託研究による研究結果を公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、第7条に定める秘密保持の義務を遵守したうえで、かつ、知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、本学と委託者の協議により定めるものとする。

(知的財産の取扱)

第14条 受託研究の実施に伴い創出された知的財産権（発明及び特許権、考案及び実用新案権、意匠及び意匠権、商標及び商標権、半導体集積回路及び回路配置利用権、著作物（データベース及びプログラムを含む）及び著作権、成果有体物及び育成者権、技術情報並びにノウハウその他人間の創造的活動により生み出されるもののうち財産的価値を有するものをいう。）は、特段の定めがない限り本学に帰属するものとし、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないものとする。

- 2 前項の取扱いは、別に定める。

(準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程を準用するものとする。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、事務部企画連携課において行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、理事長の承認を得て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から施行し、5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

様式1

令和 年 月 日

受託研究申請書

山口下学芸大学長 殿

又は

山口芸術短期大学長 殿

住所

法人名

代表者職名・氏名

㊞

山口学芸大学・山口芸術短期大学における受託研究取扱規程第4条の定めに基づき、貴
学（研究者名： ）に研究を委託したく申請します。

1.研究題目 ¹⁾				
2.研究概要				
3.研究期間 ²⁾				
4.研究担当者	氏 名	所 属	職 名	
5.研究経費 ³⁾	納付方法	<input type="checkbox"/> 総額一括払い <input type="checkbox"/> 年度ごと分割払い <input type="checkbox"/> 年度内複数回払い		
	令和 年度	直 接 経 費	円	
		間 接 経 費	円	
		合 計	円	
6.実施場所				
7.受入設備 ⁴⁾	名 称	型 番 等	数 量	
8.事務連絡先	研究担当者	所属 :	TEL :	
		職名 :	FAX :	
		氏名 :	メール :	
	契約担当者	住所 : 〒		
		所属 :	TEL :	
		職名 :	FAX :	
		氏名 :	メール :	
9.特記事項				

1)本学において、受託研究の実績として機関等の名称及び研究題目等を公表することがあります。

2)期間について、特段の定めがない限りは、記入は必要ありません。

3)間接経費の額は、原則として直接経費の 10%に相当する額とします。ただし、委託者が公的機関の場合であって、当該委託者が間接経費の率を定める場合は、これに基づき算出された額を記入してください。

4)本学が受け入れる物品等があれば記入してください。